

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約15,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。



[教育訓練 検索](#)

検索

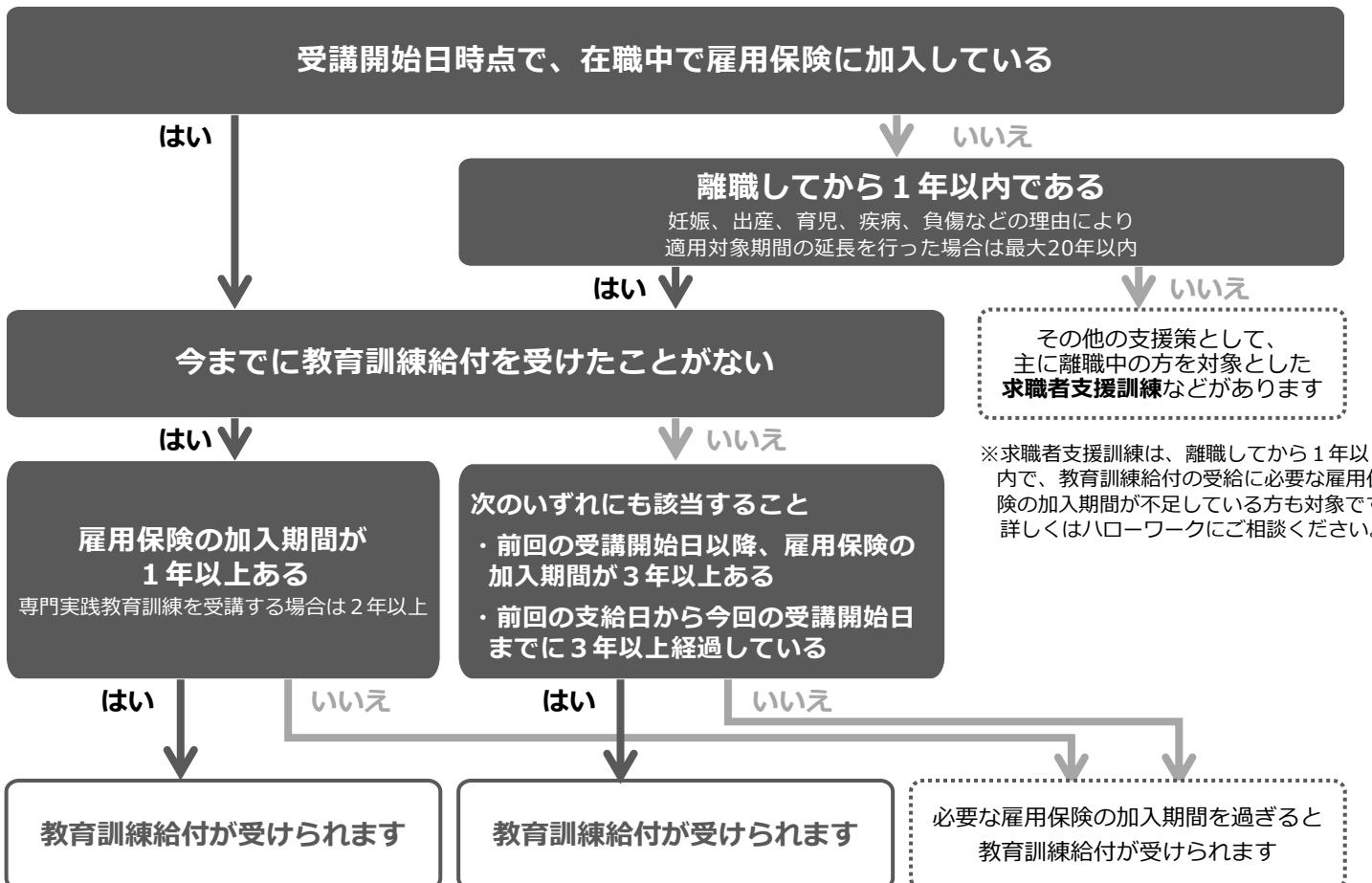


教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<p>専門実践教育訓練</p> <p>最大で受講費用の70% [年間上限56万円] を受講者に支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ITSSレベル3相当以上のIT関係資格取得講座 第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） <p>大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など <p>専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業実践専門課程（文部科学大臣認定） キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
<p>特定一般教育訓練</p> <p>受講費用の40% [上限20万円] を受講者に支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ITSSレベル2相当以上のお情報通信資格の取得を目標とする講座 など
<p>一般教育訓練</p> <p>受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給</p>	<p>資格の取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など <p>大学院などの課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

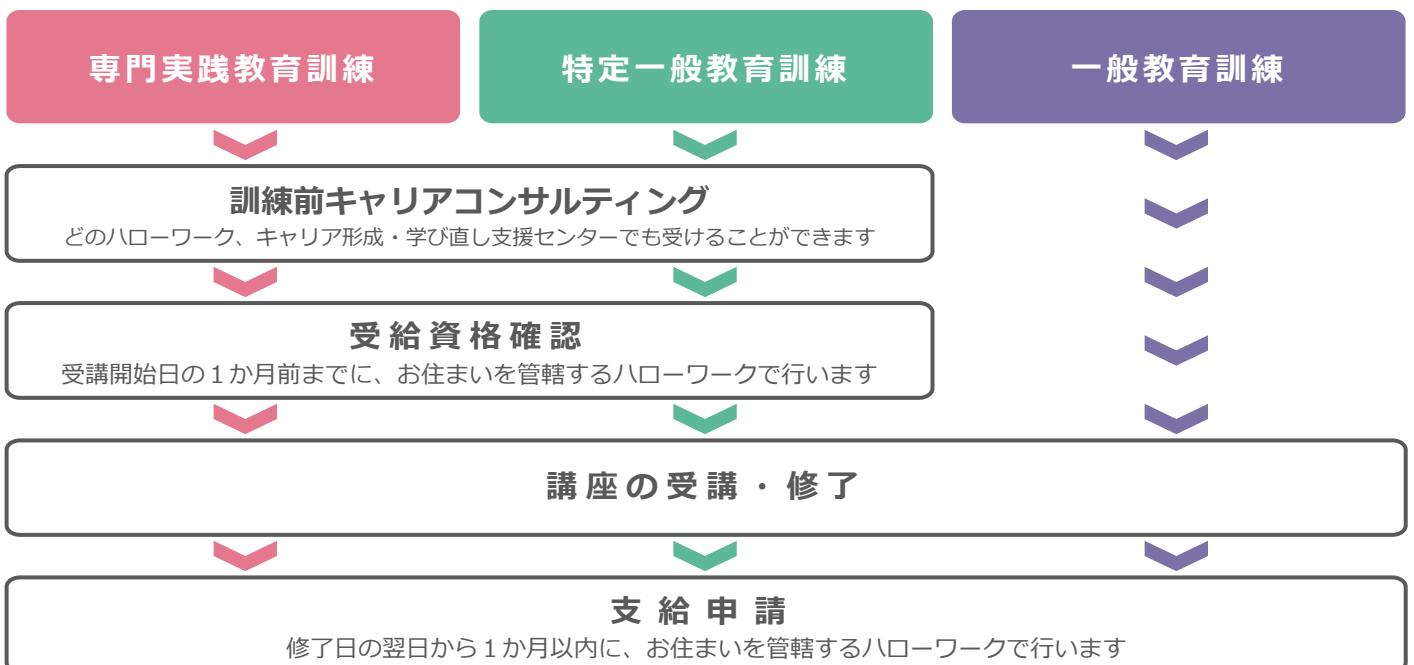
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

